

## 【通常給付】

(7～12月申請分)

### 高校生等奨学給付金申請に係る提出書類の確認票

「神奈川県私立高校生等奨学給付金のお知らせ【通常給付(7～12月申請分)】」をご覧ください、申請書の記載もれや提出書類の添付もれがないか、この確認票の□にチェックをしてご確認の上、ご提出ください。(本用紙の提出は不要です。ご自身の確認用にご活用ください。)

- 1 保護者の方は令和3年7月1日現在、神奈川県内に在住していますか？
  - はい → 2へ進んでください。
  - いいえ → お住まいの都道府県の担当課へお尋ねください。
  - いいえ → 海外在住の場合は支給対象外です。
  
- 2 保護者の方の世帯状況についてお尋ねします。
  - 生活保護(生業扶助)を受給されている方 → 4へ進んでください。
  - 都道府県民税・市町村民税所得割が課税されていない方 → 3へ進んでください。
  - 都道府県民税・市町村民税所得割が課税されている方 → 申請できません。
  
- 3 令和3年7月1日現在、申請する高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満(平成10年7月3日生～平成18年7月2日生)の扶養されている兄弟姉妹がいますか？
  - いいえ → 5へ進んでください。
  - はい → 6へ進んでください。

**生活保護（生業扶助）を受給されている方**

次の書類をご提出ください。

- ①  【必須】 第1号様式の1 高校生等奨学給付金受給申請書  
・誓約欄, 委任欄（裏面）に記名しましたか。
  
- ②  【必須】 第2号様式 振込先登録用紙（注意1）  
・振込口座番号等が分かる通帳またはカードのコピー貼付  
（注意1）口座名義人は、申請者、申請する高校生等、または第1号様式の1申請書に記載されている「申請者以外の保護者等」  
→違う場合は、別途④委任状が必要
  
- ③  【必須】 令和3年7月1日以降発行の生活保護受給証明書（注意2）  
または第3号様式 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書  
（注意2）生業扶助受給についての記載が必要
  
- ④  【該当者のみ】 委任状（権限委譲用）  
※ 口座名義人が、親権者等または生徒本人以外の場合
  
- ⑤  【該当者のみ】 委任状（未済用）  
※ ①または⑥の在学証明書欄に授業料以外の納付金等が「未済あり」と記載がある場合のみ。
  
- ⑥  【該当者のみ】 第1号様式の1別添 在学証明書（県指定）  
※ ①申請書の裏面の学校使用欄で在学証明を受けていない場合のみ

都道府県民税・市町村民税所得割が課税されていない方で、申請する高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満(平成10年7月3日生～平成18年7月2日生)の扶養している兄弟姉妹がない場合

次の書類をご提出ください。

- ①  【必須】 第1号様式の1 高校生等奨学給付金受給申請書  
・誓約欄,委任欄(裏面)に記名しましたか
- ②  【必須】 第2号様式 振込先登録用紙(注意1)  
・振込口座番号等が分かる通帳またはカードのコピー貼付  
(注意1) 口座名義人は、申請者、申請する高校生等、または第1号様式の1  
申請書に記載されている「申請者以外の保護者等」  
→違う場合は、別途⑤委任状が必要
- ③  【必須】 所得に関する書類(※保護者等全員分が必要です。)  
次のいずれか  
a 令和3年度市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書のコピー  
b 令和3年度市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書のコピー  
c 令和3年度市町村民税・県民税 非課税証明書の原本又はコピー
- ④  【必須】 対象となる高校生等の健康保険証等のコピー  
※ 健康保険証等とは、公的医療保険(国民健康保険、社会保険、共済組合、船員保険等)の保険証のことです。  
※ 保険証等の保険者番号及び被保険者等記号・番号が読み取れないように黒く塗りつぶしてください。
- ⑤  【該当者のみ】 委任状(権限委譲用)  
※ 口座名義人が、親権者等または生徒本人以外の場合
- ⑥  【該当者のみ】 委任状(未済用)  
※ ①または⑦の在学証明書欄に授業料以外の納付金等が「未済あり」と記載がある場合のみ。
- ⑦  【該当者のみ】 第1号様式の1別添 在学証明書(県指定)  
※ ①申請書の裏面の学校使用欄で在学証明を受けていない場合のみ

道府県民税・市町村民税所得割が課税されていない方で、申請する高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満(平成10年7月3日生～平成18年7月2日生)の扶養している兄弟姉妹がいる場合

次の書類をご提出ください。

- ①  【必須】 第1号様式の1 高校生等奨学給付金受給申請書  
・誓約欄、委任欄(裏面)に記名しましたか
- ②  【必須】 第2号様式 振込先登録用紙(注意1)  
・振込口座番号等が分かる通帳またはカードのコピー貼付  
(注意1) 口座名義人は、申請者、申請する高校生等、または第1号様式の1申請書に記載されている「申請者以外の保護者等」  
→違う場合は、別途⑥委任状が必要
- ③  【必須】 所得に関する書類(※保護者等全員分が必要です。)  
次のいずれか  
a 令和3年度市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書のコピー  
b 令和3年度市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書のコピー  
c 令和3年度市町村民税・県民税 非課税証明書の原本又はコピー
- ④  【必須】 対象となる高校生等の健康保険証等のコピー  
※ 健康保険証等とは、公的医療保険(国民健康保険、社会保険、共済組合、船員保険等)の保険証のことです。  
※ 保険証等の保険者番号及び被保険者等記号・番号が読み取れないように黒く塗りつぶしてください。
- ⑤  【必須】 申請する高校生等以外に扶養している15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹の健康保険証等のコピー  
※ 健康保険証等とは、公的医療保険(国民健康保険、社会保険、共済組合、船員保険等)の保険証のことです。  
※ 保険証等の保険者番号及び被保険者等記号・番号が読み取れないように黒く塗りつぶしてください。
- ⑥  【該当者のみ】 委任状(権限委譲用)  
※ 口座名義人が、親権者等または生徒本人以外の場合
- ⑦  【該当者のみ】 委任状(未済用)  
※ ①または⑧の在学証明書欄に授業料以外の納付金等が「未済あり」と記載がある場合のみ。
- ⑧  【該当者のみ】 第1号様式の1別添 在学証明書(県指定)  
※ ①申請書の裏面の学校使用欄で在学証明を受けていない場合のみ